



# JICA-CM4TIP 通信

No.30/2018.9.28

## タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

- タイ・ラオス国境地域の技術交換プログラム  
チェンライ県・ウボンラチャタニ県
- 国境地域で LOL の青少年向け活動
- タイと近隣国の協力促進
- チェンライ県での MDT 能力強化研修：  
反人身取引基金の有効活用
- プロジェクト外訪問・インター学生

◇ タイおよびメコン地域において人身取引被害者に対する支援対策が効果的に行われるために、JICA では被害者保護・自立支援に関わる多分野協働チーム (MDT) の能力強化と、支援能力向上に協力してきました。

◇ 当プロジェクトは 2015 年 4 月から 4 年間の予定で、人身取引被害者の生活再建支援のため、ケースマネージャー (CM) 等の能力向上や被害者のエンパワメント、周辺国との協働を目指す活動を実施します。

CM4TIP : Case Management for Trafficking in Persons の意味。

詳細は HP ( <http://www.jica.go.jp/project/thailand/016/index.html> ) をご覧ください。

## タイ・ラオス国境地域の人身取引対策技術交換プログラム：チェンライ県・ボケオ県→ウボンラチャタニ県・チャンパサック県 (8月14-17日)

当プロジェクトの対象地区のチェンライ県とウボンラチャタニ県はどちらもラオスと国境を接しており、正式な入出国のできる国境地点の他にも自然国境と呼ばれる河川や森を通りぬけて人々が二国間を行き来しています。タイ人・ラオス人であれば、パスポートを持たなくてもボーダーパスという一時通行証で国境地点から入国できますし、それさえ持たずに自然国境を行き来する人たちも多いのです。タイで保護されたラオス人被害者の大多数は少女ですが、正式な移民労働者として書類をそろえることなく、エージェントに騙されたり、先にタイに入国している知人・友人からの誘いを受けて不法にタイで働き、カラオケ・バーで売春を強要されたりする性的搾取の被害に遭っています。ですので、被害に遭う前に国境地点で両国が協力して予防活動を行うことが重要になってきます。



ウボンラチャタニ県と隣接するラオスのチャンパサック県の間では人身取引対策についての県レベル協力覚書 (MOU) が当プロジェクトが開始される前の 2010 年と 2013 年に結ばれており、定期的な会合が行われていました。プロジェクトが始まってからは、両県合同での MDT 能力研修を 4 回行い、国境を境に向かい合うシリントーン・フォントンの郡レベルでの協力合意も結ばれました。一方で、チェンライ県と隣接するラオスのボケオ県は定期的な会合を持っており、チェンコン・ファイサイの郡レベルでも MDT の協力活動が行われていますが、まだ正式な県同士の覚書は締結されていません。今回の技術交換プログラムは、チェンライの MDT から、すでに MOU を結んでいるウボンラチャタニ・チャンパサックの活動と MOU 締結の進め方やメリットについて話しを聞きたいという希望から計画されました。

チェンライから 12 名とボケオの 5 名が飛行機をバンコクで乗り継ぎ 1 日かけてウボンラチャタニに到着し、翌朝に国境地点のチャンパサック側で入管や労働社会福祉局やラオス女性連盟と協働している NGO の VFI からタイから戻ってきた少女たちをインタビューし保護が必要な場合に一時保護、帰宅支援、長期保護の支援を行っているという話を聞きました。その後、ワークショップ会場に移動して、ウボンラチャタニ県、チェンライ県双方の人身取引の状況と活動を発表し意見の交換を行いました。

チェンライ県とボケオ県の MOU の締結まではまだ時間はかかるかもしれませんが、国境地域において双方が具体的に協力して人身取引対策を行っていく環境は醸成されたようです。プロジェクトとしては、引き続きチェンライ県とウボンラチャタニ県の国境地域でのラオス側 MDT との協力活動を支援し、その好事例や期待される成果をタイ・ラオス双方の中央政府に発信していきたいと思えます。





## ウボンラチャタニ県の国境地域で LOL が青少年むけの啓発活動(9月14日)

人身取引被害者の自助グループ LOL(Live Our Lives)は9月、ラオスとの国境、ウボンラチャタニ県ブンタリック郡の中・高等学校で108人の学生に向けて、人身取引のリスク、安全な出稼ぎへ向けての啓発活動を行いました。LOLはTIP基金から拠出金を受けて、過去2年間の内に8県100校以上の学校で啓発活動を行ってきました。自分たちの被害者としての体験を基に寸劇を公演し、その上で学生たちに人身取引のリスクについて考えてもらうセッションを行いました。今回CM4TIPプロジェクトは、この寸劇をプロの映像制作者に撮影してもらうため、撮影隊を引き連れて同行しました。LOL代表のニーさんは、この映像を使ってより多くの人たちに啓発できれば良いと考えています。

ウボンラチャタニ県社会開発人間安全保障事務所によると、シリントン(タイ)・フォントーン(ラオス)の二郡間での覚書(2017年2月締結)に引き続き、このブンタリック郡(タイ)とスクマー郡(ラオス)の間でも、人身取引防止に関する協力覚書を締結したいと考えています。社会開発人間安全保障省は来年度予算に、500,000バーツ(約170万円)の活動費を加え、国境付近での協力関係を後押ししようとしています。ここには、週に三回開く特設国境ポイント・チョンタウーがあり、パスポートやIDを持たずしてタイ人とラオス人が自由に行き来できるように、特別交易協定が結ばれています。しかし人の流れを規制していないという事は、人身取引防止という観点からみると、被害の危険と隣り合わせだとも言えます。このような地域の学校で啓発活動を行う事で、青少年にも若いうちから意識を高く持ってもらいたいと考えています。



## タイと近隣国の人身取引対策協力促進

8月から9月にかけて、人身取引対策におけるタイと近隣国との協力を大いに促進する動きがありました。まず、ミャンマーとは2005年に締結した二国間の覚書の内容を刷新し、今後とも両国が協力して人身取引対策を進めていくことを文書で合意しました。最終的な協議と文書の署名はミャンマーのヤンゴンで行われましたが、それまでに何度も文書案を二国間でやり取りし、お互いに納得のいく内容になるよう意見交換が続けられていました。

ラオスとの間では、タイで保護されているラオス人身取引被害者の個別ケースについての対応を協議するケースマネジメント会議(Case Management Meeting: CMM)が数年ぶりに開催されました。バンコクでの会合では個別のケースについて帰国の時期や賠償金の受け取り方法などを話し合いました。会合に続き、ラオス政府代表団はピサヌローク県とパトゥムターニー県にある被害者保護施設を訪問し、タイにおける被害者保護や社会復帰支援制度について理解を深めるとともに、ラオス人被害者と面談しました。被害者の皆さんが帰国するにはまだ時間がかかりますが、帰国後の生活について母国のソーシャルワーカーに相談することができ安心したようでした。

カンボジアとは、タイで保護されたカンボジア人被害者をどのように帰国させ、母国での社会復帰を支援していくかについて話し合うための会合がシェムリアップで開催されました。保護から社会復帰に至る一連のプロセスを支援するための手順や関係機関の役割分担を明確にし、標準作業手順書(Standard Operating Procedures: SOP)と呼ばれる文書に取りまとめました。

人身取引対策や被害者の保護にあたっては、タイ国内だけでも警察や入国管理局、裁判所、社会開発省などのさまざまな関係機関が連携する必要があります。国を越えて被害者を帰国させ、その後の生活再建を支援するには、被害者を保護したタイだけでなく帰国先の関係機関との協力も必要となるため、このように手続きを明確にして文書に取りまとめて周知するのは非常に重要なのです。CM4TIPプロジェクトでは、このような公式文書に記載されている外国人被害者の帰還支援プロセスをわかりやすい形で実務者に周知するためのハンドブックを作成しています。



## チェンライ県での MDT 能力強化研修(7月9日、8月27日): 反人身取引基金の有効活用のために

CM4TIP プロジェクトでは、以前からチェンライ県の MDT の能力強化をお手伝いしています。今年は、社会開発人間安全保障省の県事務所を中心に、政府関係機関と 11 の NGO からなる MDT が共同で計画する年間計画の作成に協力しました。その中で、チェンライ MDT に必要な能力強化分野として、反人身取引基金(TIP 基金)へのプロジェクト申請のための申請書作成研修を行ってほしいという要望がありました。タイには、人身取引被害者を支援するための政府基金があり、その一部は人身取引撲滅のために活動する政府機関や NGO が活動するために使われています。チェンライ MDT は、その基金から資金調達をすることで、反人身取引活動の活発化と継続化を考えています。



講師のサンパット氏

CM4TIP プロジェクトは、7月、8月と二回に亘り、TIP 基金プロジェクト申請書作成研修を行いました。一回目は、大学から講師を招聘しプロジェクト申請書作成のいろはを、二回目は各機関が作成してきたプロポーザルを、TIP 基金執行委員会で申請書の審査をしている委員を招聘し、実際にプロジェクト申請書の出来栄を評価してもらいました。6つの申請書が提出されましたが、まだまだ修正点が多く、基金からの拠出金への道のりは長そうです。

TIP 基金課のワンディー課長によると、TIP 基金では基金の活用率を上げるために積極的にルール改正をしており、つい先日今まで TIP 基金本部で一元的に審査していたプロジェクト申請書を、来年度より(タイの会計年度は 10 月始まり)各県で審査し拠出できるようにしたそうです。(約 100 万円までの小・中規模プロジェクトに限る)今後、研修受講者がどんどんプロジェクトを企画し、TIP 基金からの拠出を受け、そして TIP 基金全体の活用率が上がることで人身取引撲滅へ活動が活発になることを期待します。



ワンディー課長



### プロジェクト訪問 中央大学法学部(8月30日)

8月30日に中央大学法学部の皆さんが、国際インターンシップ・プログラムの一環として CM4TIP プロジェクトを訪問してくださいました。引率の齋藤百合子先生は、長年人身取引問題を研究していらっしゃる、本プロジェクトにも短期専門家としてご参加いただいています。プロジェクトからメコン地域における人身取引問題の概要を説明した他、グループワークを通じて人身取引が起きる原因やその対策について参加者間で議論を交わしました。

### JICA インターン学生(8月6日~9月5日)から一言

ウボンラチャタニ県での国境視察と、タイ・ラオス両国の人身取引対策を包括的に把握できたことは今後の研究における非常に大きな収穫となりました。人身取引対策に関して広くかつ細かい対応が求められる中、言葉の壁やアクター同士の役割を超えた協力体制が練られていることに感銘を受けました。一か月という非常に短い期間ではございますが、インターンとして受け入れてくださり誠にありがとうございました。(土居桃子)



視察に参加した他の研修生と土居さん(右)

プロジェクトの最新情報はフェイスブックのプロジェクトページをご覧ください



JICA—CM4TIP Project

[www.facebook.com/jica.thailand.cm4tip](http://www.facebook.com/jica.thailand.cm4tip)



◇ 本通信は、プロジェクトの進捗状況や周辺情報をお知らせするため JICA 専門家の見聞をお送りしています。JICA およびカウンターパートの公式見解ではありません。なお、無断での転載はお断りしています。